

## **長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき所管行政庁が定める図書**

令和7年12月1日 改訂

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）（以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請をする場合においては、第四号から第六号に限る。）
  - 一 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
  - 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
  - 三 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
  - 四 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に関する基準」（以下、「居住環境基準」という。）1の各号の制限に適合する旨の証明書が交付されている場合にはその写し。ただし、増改築工事で証明書が交付されない場合の申請にあっては、居住環境・災害配慮基準に関する確認書（様式第24号）
  - 五 都市計画基本図の写し（市町村が発行する2500分の1の白図）
  - 六 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請が必要な地域の増改築申請にあっては、申請に係る既存建築物の検査済証の写し又は建築確認台帳に係る記載事項証明。（完了検査を行った行政庁等が交付したもの。）ただし、既存建築物の検査済証の写しが添付できない場合にあっては、既存建築物の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあっては「確認通知書」。）の写し及び既存建築物に関する確認書（様式第25号）。都市計画区域外など確認申請が不要な地域の増改築申請にあっては、既存建築物に関する確認書（様

式第 25 号)

七 法第 6 条第 2 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。）に係る建築物について、同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法 77 条の 35 の 5 第 1 項の指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する書類又はその写し

- 2 省令第 2 条第 3 項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請をする場合においては、適用しない。）
- 一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの